

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

世羅郡世羅町大字寺町字隅田一五四七番一、一五四七番二、一五四七番四、一五四七番一四、一五四九番一、一五四九番三から一五四九番五まで、一五四九番一二、一五四九番一三、一五五〇番一、一五五〇番二、一五五〇番四、一五五〇番九、一五五一番二、一五五一番四から一五五一番六まで、一五五一番一二、一五五一番一五、一五五一番一六、一五五二番九、一五五二番一二、一五五八番一、一五五八番二、一五五八番一五、一五五九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 藤本 昭